

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第29期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社ユー・エス・エス
【英訳名】	USS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 之弘
【本店の所在の場所】	愛知県東海市新宝町507番地の20
【電話番号】	052(689)1129
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括本部長 山中 雅文
【最寄りの連絡場所】	愛知県東海市新宝町507番地の20
【電話番号】	052(689)1129
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括本部長 山中 雅文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第2四半期連結 累計期間	第29期 第2四半期連結 会計期間	第28期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高(千円)	36,430,987	17,753,702	69,801,008
経常利益(千円)	13,381,586	6,229,567	27,490,785
四半期(当期)純利益(千円)	7,256,765	3,513,129	15,200,128
純資産額(千円)	-	118,579,256	117,577,061
総資産額(千円)	-	143,884,174	150,737,009
1株当たり純資産額(円)	-	3,744.81	3,657.55
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	227.47	110.55	475.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	475.06
自己資本比率(%)	-	82.1	77.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	8,083,065	-	18,780,977
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	4,013,644	-	8,029,183
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	8,119,944	-	5,620,948
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	22,230,050	26,280,573
従業員数(人)	-	1,265	1,206

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第29期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,265	(469)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員（嘱託社員および当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員（1日7時間30分勤務換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	354	(79)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員（嘱託社員および社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第2四半期会計期間の平均人員（1日7時間30分勤務換算）を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当第2四半期連結会計期間における実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(a) オートオークション事業

(1) オートオークションの状況

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
出品台数(台)	728,378
成約台数(台)	397,010
成約率(%)	54.5
成約車両金額(百万円)	217,723
開催回数(回)	220

(注) 成約車両金額は、中古車オークションによる成約(落札)車両取扱高であり、車両代金(消費税等を含まず)の総額であります。

(2) 登録会員数

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)
現車オートオークション登録会員数 (名)	42,681
通信衛星情報サービス登録会員数(名)	5,317
インターネット情報サービス登録会員数 (名)	21,899

(3) 1台当たり手数料の状況

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
出品手数料(円)	4,869
成約手数料(円)	7,571
落札手数料(円)	9,705

(注) 1. 上記各手数料につきましては会場、出品ブロック(時間帯および出品車両による区分)により異なりますので、期間平均手数料を記載しております。

2. 出品手数料および成約手数料は出品会員が負担し、落札手数料は落札会員が負担いたします。

3. 出品手数料および成約手数料につきましては、大口出品会員に対する手数料割引制度を有しており、割引後の金額を記載しております。

4. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売（営業収益）の実績
種類別販売（営業収益）の実績

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
出品手数料（千円）	3,547,059
成約手数料（千円）	3,006,014
落札手数料（千円）	3,853,067
商品売上高（千円）	520,548
その他の営業収入（千円）	1,866,844
合計（千円）	12,793,535

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

会場別販売（営業収益）の実績

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
名古屋会場（千円）	1,554,568
R - 名古屋会場（千円）	459,379
九州会場（千円）	698,221
福岡会場（千円）	208,783
東京会場（千円）	3,315,597
静岡会場（千円）	345,614
岡山会場（千円）	290,822
札幌会場（千円）	644,389
西東京会場（千円）	230,386
群馬会場（千円）	388,866
東北会場（千円）	456,057
大阪会場（千円）	545,126
神戸会場（千円）	248,290
横浜会場（千円）	1,003,228
流通会場（千円）	459,419
新潟会場（千円）	101,615
北陸会場（千円）	108,759
藤岡会場（千円）	76,644
US物流（千円）	115,210
通信衛星情報サービス（千円）	663,338
インターネット情報サービス（千円）	813,242
サポートサービス（千円）	65,971
合計（千円）	12,793,535

（注）記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 中古自動車等買取販売事業
中古自動車買取店舗数

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)
中古自動車買取店舗数(店舗)	223

(注) フランチャイジーの店舗数(204店舗)を含めております。

種類別販売(営業収益)の実績

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
中古自動車買取販売(千円)	2,026,072
事故現状車買取販売(千円)	1,230,054
合計(千円)	3,256,127

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(c) その他の事業

種類別販売(営業収益)の実績

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
廃自動車等のリサイクル(千円)	1,410,550
廃ゴムのリサイクル(千円)	293,489
合計(千円)	1,704,040

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

1. 業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、米国におけるサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融不安の高まりや、株式・為替市場の変動が世界経済全体に及び影響を受け、企業収益の減少や雇用情勢の悪化など、景気は弱含みとなりました。

自動車流通市場についても、ガソリン価格高騰に加え、景気先行き不安などの消費者心理の悪化も影響し、新車登録台数は前年同期と比較して3.5%減少し、中古車登録台数も同1.7%減少しました。（（社）日本自動車販売協会連合会、（社）全国軽自動車協会連合会調べ）

オートオークション市場は、出品台数については堅調に推移しましたが、成約率は中古車小売市場の不振や、為替市場の変動などにより輸出需要が鈍化したことなどが影響し、前年同期と比較して低下しました。この結果、オートオークション市場は、出品台数209万台（前年同期比9.6%増）、成約台数112万台（前年同期比0.3%増）、成約率53.8%（前年同期実績58.8%）となりました。（月刊ユーストカー調べ）

このような経営環境のなかでUSSグループは、会員サービスの向上に努めるとともに取扱台数や会員数の増加に向けた営業活動を行いました。この結果、当第2四半期連結会計期間は、売上高17,753百万円、営業利益6,248百万円、経常利益6,229百万円、四半期純利益3,513百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は143,884百万円となり、前連結会計年度末と比較して6,852百万円減少しました。これは、西東京会場の新築移転に伴う着手金などにより建設仮勘定が970百万円増加したのに対し、現金及び預金が4,050百万円減少したことや期末日の曜日の関係でオークション貸勘定が4,066百万円減少したことなどによるものであります。

負債合計は25,304百万円となり、前連結会計年度末と比較して7,855百万円減少しました。これは、期末日の曜日の関係でオークション借勘定が2,608百万円減少したことや未払法人税等が2,025百万円減少したことのほか、借入金返済により短期借入金（一年内返済予定長期借入金含む）が1,498百万円減少したことなどによるものであります。

純資産合計は118,579百万円となり、前連結会計年度末と比較して1,002百万円増加しました。これは、自己株式の取得により自己株式が3,478百万円増加したのに対し、利益剰余金が4,534百万円増加したことなどによるものであります。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

オートオークション事業

オートオークション事業につきましては、引き続き地域ごとに圧倒的なシェアを獲得する「地域一番会場戦略」を掲げ、取扱台数や会員数の増加に向けた営業活動を行い、出品台数を順調に伸ばすことが出来ましたが、中古車の小売市場不振や輸出需要の鈍化などの影響を受け、成約率は低下することとなりました。

この結果、オートオークション事業は、出品台数728千台（前年同期比12.8%増）、成約台数397千台（前年同期比0.0%増）、成約率54.5%（前年同期実績61.4%）となり、外部顧客に対する売上高12,793百万円、営業利益6,102百万円となりました。

中古自動車等買取販売事業

中古自動車等買取販売事業は、平成20年4月に株式会社カークエストの中古自動車買取販売事業を事故現状車買取販売事業の株式会社R&W（旧株式会社ワールド自動車）に統合し、シナジー効果を発揮すべく両事業の買取情報を共有しております。

中古自動車買取販売事業は、本社内部に専門の出張査定チームを新設し首都圏エリアの営業を強化しました。

事故現状車買取販売事業は、地方都市における営業体制の整備を進める中で、7月に甲府営業所、9月には神戸にコールセンターとしての役割を果たす支店を設置しました。

中古自動車買取販売事業は、厳しい競争環境の中で買取台数を伸ばしましたが、オートオークション市場における車両相場が低調なことなどにより、中古自動車買取販売事業、事故現状車買取販売事業ともに前年同様の台当たり利益を確保することは出来ませんでした。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、外部顧客に対する売上高3,256百万円、営業利益59百万円となりました。

その他の事業

その他の事業の株式会社アビツは、廃自動車の取扱量が増加したことに加え、リサイクル業界での認知度も高まったことなどから廃自動車以外の取扱量も増加しました。しかしながら、7月下旬より鉄スクラップ価格が急落したことにより利益を圧迫する結果となりました。

この結果、その他の事業は、外部顧客に対する売上高1,704百万円、営業利益26百万円となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末と比較して922百万円減少し、22,230百万円となりました。なお、当第2四半期連結会計期間における連結キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は5,819百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益6,127百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は1,425百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出848百万円や投資有価証券の取得による支出500百万円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は5,316百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,867百万円や自己株式の取得による支出3,478百万円などによるものであります。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

(1) 基本方針の内容

大規模買付行為（下記(3) に定義されます。以下同じ。）が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じ。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為の中には、大規模買付者による大規模買付行為の目的等からみて、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当該大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該大規模買付者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様のための共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様のための共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社株券等についての大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様のための共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社子会社（以下「U S Sグループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国18ヵ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はU S Sグループ全体で42,681社（平成20年9月30日現在）、年間出品台数292万台（平成20年3月期）、業界シェア34.3%（平成20年3月期）と業界トップの地位を確保しております。

このようにU S Sグループがオートオークション業界のリーディングカンパニーとして、会員企業から絶大の支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、常に他社に先駆けて最先端技術を導入したことに加え、業界最高水準の車両検査体制を確立してきたからにほかなりません。

また、当社は、中長期的には、平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」（年間出品台数300万台、業界シェア40%、連結経常利益300億円）を策定しております。その進捗状況につきましては、平成21年3月期の計画として年間出品台数は301万台といたしました。業界シェアは35%、連結経常利益は285億円といたしました。

したがって、平成21年3月期に「Project343」を達成することは困難な状況であります。U S Sグループが「Project343」の下で実施している様々な施策は、継続的に企業価値を高めており、今後も「Project343」達成を継続的な目標に掲げるとともに、U S Sグループの経営理念に掲げる基本的な考え方を引き続き実践し、U S Sグループと会員企業との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことが極めて重要であると考えております。

当社は、平成11年9月名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株式数の変更などの措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成20年9月末日現在、当社の株主数は7,954名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」導入の目的・経緯

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。また、当社は、平成20年6月25日開催の取締役会において、同日開催された当社第28期定時株主総会で選任されました取締役全員の賛成により、平成21年6月30日まで本プランを継続することを決定しました。

本プランの内容につきましては、以下のとおりです。

本プランの内容

本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次のア、もしくはイ、に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

- ア．当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- イ．当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次のア、からキ、までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

- ア．大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）
- イ．大規模買付行為の目的および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ウ．買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- エ．買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- オ．大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- カ．大規模買付者が濫用的買収者（下記 に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- キ．その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から10営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続

大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記の内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

企業価値委員会による濫用的買収者の判定

企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次のア．からケ．までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいいます。以下同じ。）に該当するか否かを検討します。

- ア．真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- イ．当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ウ．当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- エ．当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- オ．大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- カ．大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- キ．大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ク．大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、U S Sグループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ケ．大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

濫用的買収者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた次のア、またはイ、の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

ア．対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

イ．上記ア．を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとします。企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記 記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手續

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

企業価値委員会の勧告手續

ア．企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の から までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手續につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を随時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 および に準じるものとします。

イ．当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イ．において同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものとし、（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を行う権限を付与することがあります。）。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記 ア． に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から2ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様の意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様の議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様の議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記 ア． に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

対抗措置の具体的内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、(ii)新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(4) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

なお、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定であり、毎年定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となっております。

本プランについては、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

(5) 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しました。

当社は、本プランの導入当初における企業価値委員会の委員として、林 勇氏、真殿 達氏および佐藤浩史氏の3名を選任しております。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(6) 株主および投資家の皆様への影響

本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記(3)の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

ア．本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

イ．本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記ア．の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、大規模買付者またはその共同保有者もしくは特別関係者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることになります。

(7) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断および判断に係る理由

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」は、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を継続的に図っていくための具体的方策として定められたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが、当社の基本方針に沿い、当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア．株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記(3)記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記(3)記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

イ．事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

ウ．株主意思の重視

上記(4)記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。

また、上記(4)記載のとおり、当社取締役会は、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。したがって、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となります。

エ．企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記(5)記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

オ．外部専門家の意見の取得

上記(3)記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

カ．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記(4)記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動として割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4．研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,695,982	32,695,982	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	-
計	32,695,982	32,695,982	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議(第3回新株予約権)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	18,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,320
新株予約権の行使期間	自平成16年6月30日 至平成20年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,320 資本組入額 4,660
新株予約権の行使の条件	権利行使時に当社または当社連結子会社の取締役、使用 人または顧問のいずれかの地位を有することを要す。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 新株予約権の発行日以降、次の1.または2.の事由が生ずる場合、発行価格は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

1. 当普通株式の分割または併合が行われる場合。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 時価を下回る価格で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

平成17年6月28日定時株主総会決議（第4回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	21,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	214,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,510
新株予約権の行使期間	自平成17年6月29日 至平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,510 資本組入額 3,755
新株予約権の行使の条件	権利行使時に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有することを要す。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 平成16年6月29日定時株主総会決議（第3回新株予約権）の(注)参照

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成19年8月28日取締役会決議（第5回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	714
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,140
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成19年9月15日 至平成44年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,457 資本組入額 3,229
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1)新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権者が平成43年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成43年7月1日から平成44年6月30日まで
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
- (3)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

平成20年6月25日取締役会決議（第6回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	838	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,380	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	自平成20年7月11日 至平成45年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	4,977
	資本組入額	2,489
新株予約権の行使の条件	(注)1	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	

(注)1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1)新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権者が平成44年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成44年7月1日から平成45年6月30日まで
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
- (3)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

2. 平成19年8月28日取締役会決議（第5回新株予約権）の（注）2参照

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年7月1日～平成20年9月30日		32,695,982		18,881,312		23,583,478

(5) 【大株主の状況】

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
服部 太	名古屋市中村区	3,330	10.18
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,744	5.33
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,445	4.42
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	270 PARK AVENUE. NEW YORK. NY 10017. UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,413	4.32
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,193	3.64
株式会社ユー・エス・エス	愛知県東海市新宝町507番地の20	1,146	3.50
安藤 之弘	名古屋市長徳区	908	2.77
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	893	2.73
野村信託銀行株式会社(退職給 付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	840	2.56
ビービーエイチ フォー フィデ リティー ロープライス ストック ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	40 WATER STREET. BOSTON MA 02109 U. S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	780	2.38
計		13,696	41.89

1. パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社他4社連名により平成20年7月7日付で提出された大量保有報告書において、平成20年6月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	472	1.44
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ 市 ハワード・ストリート400	857	2.62
パークレイズ・グローバル・ファ ンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ 市 ハワード・ストリート400	225	0.69
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ・リミテッド	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コ ート1	270	0.82
パークレイズ・キャピタル・セ キュリティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 カナリーワフ ノース・ コロネード5	34	0.10
合計		1,860	5.68

2. テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー他5社連名により平成20年6月17日付で提出された大量保有報告書において、平成20年6月11日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
テンブルトン・インベストメント ・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォ ート・ローダデイル、スイート2100、イース ト・ブロード・ブルヴァール500	1,557	4.76
フランクリン・テンブルトン・イ ンベストメンツ(アジア)リミ テッド	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階	726	2.22
フランクリン・テンブルトン・イ ンベストメント・マネジメント ・リミテッド	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディン バラ、モリソン・ストリート5	677	2.07
テンブルトン・グローバル・アド バイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、 BOX N-7759	1,464	4.47
フランクリン・テンブルトン・イ ンベストメンツ・オーストラリア ・リミテッド	オーストラリア連邦、ヴィクトリア州3000、 メルボルン、コリンズ・ストリート360、25階	51	0.15
フランクリン・テンブルトン・イ ンベストメンツ・コープ	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、 スイート1200、ヤング・ストリート5000	152	0.46
合計		4,629	14.15

3. J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社他1社連名により平成20年2月21日付で提出された大量保有報告書において、平成20年2月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネ ジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	1,527	4.67
ハイブリッジ・キャピタル・マ ネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9, 27 階	43	0.13
合計		1,571	4.80

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,146,810	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,548,540	3,154,854	-
単元未満株式	普通株式 632	-	一単元(10株)未満の株式
発行済株式総数	32,695,982	-	-
総株主の議決権	-	3,154,854	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が70株(議決権の数7個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ユー・エス・エス	愛知県東海市新宝町507番地の20	1,146,810	-	1,146,810	3.50
計	-	1,146,810	-	1,146,810	3.50

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	7,450	7,360	7,380	7,450	7,540	7,670
最低(円)	6,850	6,920	6,920	6,200	7,000	6,510

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	-	取締役	統括本部副本部長 兼総務部ゼネラルマネージャー	小島 良信	平成20年9月16日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,230,050	26,280,573
オークション貸勘定	1 7,812,874	1 11,879,459
受取手形及び売掛金	3,029,944	3,527,620
たな卸資産	2 1,583,562	2 1,365,431
その他	2,379,181	1,677,929
貸倒引当金	79,641	75,384
流動資産合計	36,955,971	44,655,630
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	35,727,829	36,087,398
土地	52,634,149	52,184,634
建設仮勘定	1,256,306	285,527
その他(純額)	5,494,953	5,724,483
有形固定資産合計	3 95,113,238	3 94,282,043
無形固定資産		
のれん	1,487,349	1,879,394
その他	1,339,145	1,390,012
無形固定資産合計	2,826,494	3,269,406
投資その他の資産		
投資その他の資産	4 9,155,223	4 8,666,970
貸倒引当金	166,754	137,041
投資その他の資産合計	8,988,468	8,529,928
固定資産合計	106,928,202	106,081,378
資産合計	143,884,174	150,737,009
負債の部		
流動負債		
オークション借勘定	1 9,351,307	1 11,959,835
支払手形及び買掛金	674,109	643,098
短期借入金	807,920	2,305,920
未払法人税等	3,894,300	5,919,924
引当金	516,489	506,869
その他	4,581,280	6,106,788
流動負債合計	19,825,407	27,442,436
固定負債		
長期借入金	354,040	759,000
引当金	154,890	145,408
その他	4,970,580	4,813,103
固定負債合計	5,479,510	5,717,511
負債合計	25,304,917	33,159,948

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,881,312	18,881,312
資本剰余金	27,992,143	27,992,143
利益剰余金	85,456,193	80,921,483
自己株式	9,248,574	5,770,252
株主資本合計	123,081,075	122,024,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42,499	83,208
土地再評価差額金	4,977,650	4,977,650
評価・換算差額等合計	4,935,150	4,894,442
新株予約権	4,828	2,151
少数株主持分	428,503	444,665
純資産合計	118,579,256	117,577,061
負債純資産合計	143,884,174	150,737,009

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	36,430,987
売上原価	16,898,321
売上総利益	19,532,666
販売費及び一般管理費	6,193,785
営業利益	13,338,880
営業外収益	
受取利息	7,213
不動産賃貸料	78,799
雑収入	84,072
営業外収益合計	170,085
営業外費用	
支払利息	20,347
不動産賃貸原価	9,281
デリバティブ評価損	82,150
雑損失	15,600
営業外費用合計	127,380
経常利益	13,381,586
特別利益	
固定資産売却益	5,601
貸倒引当金戻入額	12,919
特別利益合計	18,521
特別損失	
固定資産売却損	207
固定資産除却損	289,048
役員退職慰労金	101,742
賃貸借契約解約損	218,525
その他	18,988
特別損失合計	628,512
税金等調整前四半期純利益	12,771,595
法人税等	5,446,158
少数株主利益	68,671
四半期純利益	7,256,765

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	17,753,702
売上原価	8,399,632
売上総利益	9,354,070
販売費及び一般管理費	3,105,769
営業利益	6,248,300
営業外収益	
受取利息	6,757
不動産賃貸料	37,654
雑収入	41,308
営業外収益合計	85,719
営業外費用	
支払利息	10,116
不動産賃貸原価	3,977
デリバティブ評価損	82,150
雑損失	8,209
営業外費用合計	104,453
経常利益	6,229,567
特別利益	
固定資産売却益	2,923
貸倒引当金戻入額	6,316
特別利益合計	9,239
特別損失	
固定資産除却損	91,502
賃貸借契約解約損	19,995
その他	199
特別損失合計	111,697
税金等調整前四半期純利益	6,127,110
法人税等	2,612,979
少数株主利益	1,001
四半期純利益	3,513,129

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	12,771,595
減価償却費及びその他の償却費	2,817,117
のれん償却額	392,051
貸倒引当金の増減額(は減少)	33,970
賞与引当金の増減額(は減少)	9,620
退職給付引当金の増減額(は減少)	12,382
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,900
受取利息及び受取配当金	15,416
支払利息	20,347
デリバティブ評価損	82,150
有形固定資産除売却損益(は益)	140,494
オークション勘定の増減額(は増加)	1,458,056
売上債権の増減額(は増加)	497,676
仕入債務の増減額(は減少)	31,011
預り金の増減額(は減少)	1,093,852
その他	1,346,263
小計	15,808,040
利息及び配当金の受取額	10,107
利息の支払額	21,130
法人税等の支払額	7,713,951
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,083,065
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,287,013
有形固定資産の売却による収入	10,623
無形固定資産の取得による支出	175,184
投資有価証券の取得による支出	500,000
長期前払費用の取得による支出	36,627
その他	25,441
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,013,644
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	1,902,960
預り保証金の預りによる収入	130,620
預り保証金の返還による支出	62,387
自己株式の取得による支出	3,478,321
子会社による子会社自己株式取得による支出	84,840
配当金の支払額	2,722,055
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,119,944
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,050,523
現金及び現金同等物の期首残高	26,280,573
現金及び現金同等物の四半期末残高	22,230,050

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ139,287千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この適用による総資産への影響は軽微であり、損益への影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費については、当連結会計年度に係る年間の減価償却費の額を期間按分する方法により算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)																								
<p>1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 オークション貸勘定およびオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権および債務であり、その主なものは、立替および預り車両代金、未収出品料収入、未収成約料収入および未収落札料収入等であります。 なお、オークション貸勘定およびオークション借勘定残高は、第 2 四半期連結会計期間末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p> <p>2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,003,930 千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">5,424 千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">574,208 千円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 28,385,927 千円</p> <p>4. 投資不動産の減価償却累計額 29,508 千円</p> <p>5. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当第 2 四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額および 貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,000,000千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	1,003,930 千円	仕掛品	5,424 千円	原材料及び貯蔵品	574,208 千円	当座貸越限度額および 貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	借入実行残高	- 千円	計	1,000,000千円	<p>1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 オークション貸勘定およびオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権および債務であり、その主なものは、立替および預り車両代金、未収出品料収入、未収成約料収入および未収落札料収入等であります。 なお、オークション貸勘定およびオークション借勘定残高は、連結会計年度末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p> <p>2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">801,771 千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">2,531 千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">561,128 千円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 26,126,110 千円</p> <p>4. 投資不動産の減価償却累計額 27,483 千円</p> <p>5. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額および 貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,000,000千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	801,771 千円	仕掛品	2,531 千円	原材料及び貯蔵品	561,128 千円	当座貸越限度額および 貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	借入実行残高	- 千円	計	1,000,000千円
商品及び製品	1,003,930 千円																								
仕掛品	5,424 千円																								
原材料及び貯蔵品	574,208 千円																								
当座貸越限度額および 貸出コミットメントの総額	1,000,000千円																								
借入実行残高	- 千円																								
計	1,000,000千円																								
商品及び製品	801,771 千円																								
仕掛品	2,531 千円																								
原材料及び貯蔵品	561,128 千円																								
当座貸越限度額および 貸出コミットメントの総額	1,000,000千円																								
借入実行残高	- 千円																								
計	1,000,000千円																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売促進費	1,004,344千円
貸倒引当金繰入額	49,434千円
従業員給料・賞与	1,556,259千円
賞与引当金繰入額	247,182千円

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売促進費	524,004千円
貸倒引当金繰入額	38,222千円
従業員給料・賞与	780,697千円
賞与引当金繰入額	102,124千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	22,230,050千円
現金及び現金同等物	22,230,050千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 32,695千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,146千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 4,828千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,722,055	85.0	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	2,602,806	82.5	平成20年9月30日	平成20年12月8日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	オートオークション事業(千円)	中古自動車等買取販売事業(千円)	その他の事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	12,793,535	3,256,127	1,704,040	17,753,702	-	17,753,702
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	185,771	-	786	186,558	186,558	-
計	12,979,306	3,256,127	1,704,827	17,940,260	186,558	17,753,702
営業利益	6,102,969	59,689	26,022	6,188,682	59,617	6,248,300

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	オートオークション事業(千円)	中古自動車等買取販売事業(千円)	その他の事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	26,406,946	6,353,534	3,670,505	36,430,987	-	36,430,987
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	480,432	24	1,373	481,829	481,829	-
計	26,887,378	6,353,559	3,671,878	36,912,817	481,829	36,430,987
営業利益	12,838,618	95,780	269,721	13,204,119	134,760	13,338,880

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2. その他の事業は、株式会社アピツの廃自動車等のリサイクルと株式会社U S S東洋の廃ゴムのリサイクルを区分しております。
3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、オートオークション事業で118,215千円、中古自動車等買取販売事業で1,507千円、その他の事業で19,565千円それぞれ減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。この変更に伴うセグメント情報への影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）および当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

企業集団の事業の運営において重要なものでないため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

企業集団の事業の運営において重要なものでないため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

1．ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,755千円

2．当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く。） 14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 （注）1	普通株式 8,380株
付与日	平成20年7月10日
権利確定条件	付与日に当社の取締役（社外取締役を除く。）の地位を有していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自平成20年7月11日 至平成45年6月30日 （注）2
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	4,976

（注）1．株式数に換算しております。

2．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1)新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成44年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成44年7月1日から平成45年6月30日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 3,744.81 ^円	1株当たり純資産額 3,657.55 ^円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 227.47 ^円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 110.55 ^円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(千円)	7,256,765	3,513,129
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	7,256,765	3,513,129
期中平均株式数(千株)	31,901	31,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

当社は平成20年10月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

1,000,000株(上限)

取得する期間

平成20年10月29日から平成20年12月22日

取得価額の総額

6,000,000千円(上限)

取得の方法

市場取引

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

前連結会計年度末と比較して著しい変動がないため記載を省略しております。

2【その他】

平成20年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....2,602百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....82円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月8日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 稲越千束 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮本正司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・エスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月28日に自己株式取得の取締役会決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。